

### （3）勝山重点景観づくり地区の景観づくりの方針

「勝山重点景観づくり地区」において、個性を活かした良好な景観を守り、継承するために先導的な景観形成を進める上での景観づくりの目標および方針を示します。

#### 地区の景観づくりの目標

地区の歴史的資産を生かしつつ伝統・文化を感じる質の高いまち並みの形成

古くから旧出雲街道が通る交通の要衝として、また高瀬舟を使った舟運の発着場として栄えた場所であり、江戸時代には城下町を形成した歴史的背景を感じることができ、将来にも引き継いでいけるよう、趣のある建築物や特徴的な景観要素などを活かした質の高いまち並みの形成を図ります。

#### 地区の景観づくりの方針

「勝山重点景観づくり地区」の目指すべき景観づくりの方針を以下のように設定します。

#### 【景観重点整備地区】

旭川の対岸などから本地区を望む際にみられる、白壁に格子窓、なまこ壁の外壁など伝統的な意匠で統一された落ち着きある町並み景観を保全するための適切な誘導を進めます。

まち並みを構成する上で重要な要素になる建築物の壁面や商店の看板などは、かつての城下町の風情に配慮した落ち着きのある形態・意匠、色彩となるよう維持・保全するための支援を引き続き進めます

#### 【周辺景観保存地区】

「景観重点整備地区」の背景として景観の保全が望まれる地区であり、周囲と調和した趣のある景観保存及び形成を進めるための適切な誘導を進めます。

## (5) 勝山重点景観づくり地区の景観づくりの基準

法第8条第2項第3号に基づき、「勝山重点景観づくり地区」で守るべき景観づくりの基準を次のとおり定めます。

### 建築物

対象行為	事 項	景観づくりの基準	
		景観重点整備地区	周辺景観保全地区
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位 置	1 歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合には、その景観保全に配慮した位置とすること。 2 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とすること。 3 樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合には、これを修景に生かせるように配慮すること。	
		1 原則として本地区における伝統的建築物の高さより突出しないように配慮すること。	1 高さをできるだけ抑えて、地区的背後や周辺にある自然景観との調和を図ること
	規 模	1 周辺景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態にすること。	
		2 地区内の歴史的建造物や山並みの景観との調和に配慮し、原則として勾配のある屋根を設けるとともに、適切な軒の出を有すること。 3 原則として本地区における伝統的建築物に類した形態とすること。	—
	意 匠	1 建築物全体としてまとまりのある意匠とすること。 2 外壁または屋上に設ける設備は、ルーバーで覆う等により露出させないようにし、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮した意匠とすること。やむを得ず露出する場合は、目立たない位置に設けるとともに、壁面と同色の仕上げを施して目立たないようにする等の措置を講じること。 3 屋外階段、ベランダ等建築物本体と一体をなすものを設ける場合は、建築物本体との調和を図ること。 4 屋根、壁面、開口部等の意匠を工夫し、圧迫感を軽減するように努めること。また平滑で大きな壁面が生じないよう、目地を設ける等、陰影効果のある壁面の処理を工夫することにより、自然物や歴史的建造物の意匠との調和を図ること。	
		5 原則として本地区における伝統的建築物に類した意匠とすること。 (和瓦、木製戸など)	—

## 建築物（つづき）

対象行為	事 項	景観づくりの基準	
		景観重点整備地区	周辺景観保全地区
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	色 彩	1 けばけばしい色彩とせず、原色や突出色の使用をしないこと。 2 色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きをもたせるため、その性質を十分考慮すること。 3 屋外に設ける設備、工作等の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和を図ったものとすること。	
		4 できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、歴史的建造物や山並みとの調和に配慮すること。	4 周辺の自然のみどりや、季節の変化に伴う色彩の変化と調和した落ち着いたものを用いること。
	素 材 ・ 材 料	1 歴史的建造物や山並みとの調和に配慮し、かつ、隣接する建築物及び工作物との相互の調和にも配慮した素材、材料を使用すること。 2 耐久性、耐候性に優れ、たい色、はく離等のおこりにくいものを使用すること。 3 反射光のある素材、材料を外部の大部分にわたって使用しないように配慮すること。	4 できるだけ本地区における歴史的建造物に使用されている素材、もしくはこれを模した素材を用いるように配慮すること。(白壁、漆喰壁、なまこ壁、木製戸など)
	敷地の 緑 化	1 敷地内には、できるだけ多くの樹木の植栽による緑化措置を講じること。 2 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。 3 建築物が周辺の山並み景観と融合した良好な景観の形成が図られるよう、樹木の配置や樹種の構成を考慮した植栽を行うこと。 4 敷地の周囲には、花木や生垣による緑化に努めること。また道路から後退してできる空間には、積極的な緑化に努めると。 5 既存の樹木等については、できるだけ残すように努めること。	—

## 工作物

対象行為	事 項	景観づくりの基準	
		景観重点整備地区	周辺景観保全地区
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更  (共通事項)	位 置	1 歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合には、その景観保全に配慮した位置とすること。 2 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とすること。 3 敷地内の建築物、工作物の規模及び位置等を勘案するとともに、釣り合いのよい配置とすること。 4 樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合には、これを修景に生かせるように配慮すること。	

## 工作物（つづき）

対象行為	事 項	景観づくりの基準	
		景観重点整備地区	周辺景観保全地区
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更  (共通事項)	形態・意匠	1 歴史的建造物や山並みの景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とするとともに、意匠を工夫すること。  2 本地区の伝統的建築物と違和感のないものとするとともに、意匠を工夫すること。	—
	色彩	1 けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、歴史的建造物や山並みの景観との調和に配慮すること	
	素材・材料	1 歴史的建造物や山並みとの調和に配慮した素材、材料を用いること。	
	敷地の緑化	1 敷地内においては、できるだけ多くの樹木の植栽による緑化措置を講じること。	
煙突、排気塔その他  アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他  電波塔、物見塔、記念塔、装飾塔その他  彫像、記念碑その他  高架水槽、冷却塔その他	位置	1 道路からできるだけ多く後退すること。 2 目立つ位置への建設は控えること。  3 特に突出したものは、設置しないように努めること。	—
	形態・意匠 色彩	1 できるだけ簡素な形態及び意匠とするとともに、けばけばしい色彩とせず、歴史的建造物や山並みの景観への影響を緩和するよう配慮すること。 2 屋外に設ける設備は、できるだけ目立たないようにすること。	
	敷地の緑化	1 道路から後退してできる空間については、常緑の中・高木を取り入れた樹木により、できるだけ修景緑化を図ること。 2 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。	
	形態・意匠	1 周辺景観及び敷地内の状況に配慮するとともに、建築物本体と調和のとれた形態、意匠とすること。  2 原則として本地区における伝統的建築物に類した形態・意匠となるように配慮すること。	—
擁壁、垣、さく、塀その他		3 拥壁は、道路に面して設ける場合には、できるだけ低いものとすること。 4 壁、さく、塀には、できるだけ生垣とするように努めること。また、高さはできるだけ低いものとするように努めること。 5 護岸は、階段、雁木の設置、緑化修景等を施し、親水性の確保に配慮すること。	
	色彩	1 壁、さく、塀については、けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観及び敷地内の状況に配慮するとともに建築物本体と調和のとれた色彩とすること。	

## 工作物（つづき）

対象行為	事 項	景観づくりの基準	
		景観重点整備地区	周辺景観保全地区
擁壁、垣、さく、 堀その他	素 材 ・ 材 料	<p>1 擁壁については、できるだけ石材等の自然素材の活用に努め、これにより難い場合はこれを模したものとすること。これらの素材を用いることができない場合には、できるだけ修景緑化等の措置を講じるように努めること。</p> <p>2 壁、さく、堀については、できるだけ樹木（生垣）、木材、石材等の自然素材の活用に努め、これにより難い場合には、できるだけこれを模した仕上げとなるように工夫すること。</p>	
	敷地の緑化	<p>3 できるだけ本地区における伝統的建築物に使用されている素材、もしくはこれを模した素材を用いるように配慮すること。</p>	—
観覧車等その他 これらに類する 遊戯施設	位 置	<p>1 本地区への設置は避けること。</p>	<p>1 道路からできるだけ多く後退すること。</p> <p>2 目立つ位置への建設は控えること。</p>
	敷地の緑化	<p>1 道路から後退してできる空間については、施設の規模に応じた樹木により、できるだけ修景緑化を図るとともに、周辺の道路等からの遮へいを行うこと。</p> <p>2 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。</p>	
コンクリートプラン ト等その他これらに 類する製造施設  自動車車庫の用に供 する立体的な施設	位 置	<p>1 本地区への設置は避けること。</p>	<p>1 道路からできるだけ多く後退すること。</p> <p>2 目立つ位置への建設は控えること。</p>
	形 態 ・ 意 匠 ・ 色 彩	<p>1 高さをできるだけ低くするように努めるとともに、形態はできるだけ簡素なものとし、意匠を工夫すること。また歴史的建造物や山並みの景観への影響を緩和するように配慮すること。</p> <p>2 配管類は可能な限り外部に出さないようにすること。やむを得ず外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。</p> <p>3 けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、歴史的建造物や山並みの景観との調和に配慮すること。</p>	
石油、ガス、穀物、 飼料等を貯蔵または 処理する施設			
汚水処理施設、汚物 処理施設、ごみ処理 施設、その他の処理 施設			

## 工作物（つづき）

対象行為	事 項	景観づくりの基準	
		景観重点整備地区	周辺景観保全地区
コンクリートプラント等その他これらに類する製造施設 自動車車庫の用に供する立体的な施設 石油、ガス、穀物、飼料等を貯蔵または処理する施設 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設、その他の処理施設	敷地の緑化	<p>1 道路から後退してできる空間については、施設の規模に応じた樹木により、できるだけ修景緑化を図るとともに、周辺の道路等からの遮へいを行うこと。</p> <p>2 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。</p>	
電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線（その支持物を含む。）その他	位 置	<p>1 原則として、鉄塔等は設置しないように努めること。</p> <p>4 電柱は、できるだけ整理統合の方法を検討すること等により、極力目立たない位置となるように工夫すること。 また、できるだけ歩道内や車歩道境界部分への設置を避けるように努めること。</p>	<p>1 ルートについては歴史的建造物や山並み景観への影響を緩和するように配慮するとともに、高さはできるだけ低く設置できるようなルートを選ぶこと。</p> <p>2 鉄塔は、原則として、道路沿いには設置しないこと。 やむを得ず設置する場合は、道路からできるだけ後退して設けること</p>
	形 態・意 匠・色 彩	<p>1 形態の簡素化を図ること。</p> <p>2 電柱、街灯等は、周囲の建築物と調和した意匠とすること。</p> <p>3 色彩は、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、歴史的建造物や山並みの景観との調和に配慮すること。</p>	
	敷地の緑化	<p>1 敷地内においては、できるだけ緑化に努めること。</p> <p>2 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した緑化に努めること</p>	
広告板・広告塔その他	位 置	<p>1 同一敷地内で複数の広告物を掲出する場合は、敷地境界線内で設置するとともに、隣接する相互においても統一を図り、周辺景観との調和を図るように努めること。</p> <p>2 突き出し広告物の上端は、建築物の高さを越えないものとするとともに、道路に出ないものとすること。また、同一壁面において複数必要な場合は、設置位置を統一するとともに、その出幅も同一とすること。</p> <p>3 屋上広告物については、屋上または塔屋等の水平投影面からはみ出さないようにすること。</p> <p>4 壁面広告物は取付壁面から突き出さないこととし、同一目的の広告物は一壁面に一個とすること。</p>	

## 工作物（つづき）

対象行為	事 項	景観づくりの基準	
		景観重点整備地区	周辺景観保全地区
広告板・広告塔 その他	規 模	1 同一敷地内で同一目的の広告物を掲出する場合は、効果性を踏まえ、設置数、表示面積ができるだけ少なくすること。 2 広告塔は、その高さ、表示面積等について、隣接する相互において統一を図り、周辺景観との調和を図るように努めること。	
	形 態	1 窓面利用広告、テント広告、広告網、のぼり、ぼんぼり等については、できるだけ行わないように努めること。 2 広告物は設置面との一体性を持たせるとともに、支柱及び骨組みが露出しないようにルーバー等による遮へいを行うことにより、その支持物等が見えない構造とすること。	
	意 匠	1 ネオン管の使用は避けるとともに、広告物等の照明は点滅しないこと。 2 突き出し広告物を同一壁面において複数必要な場合は、意匠の統一・調和を図るように努めること。	
	色 彩	1 本地区における伝統的建築物の色彩と調和を図ること。	1 けばけばしい色を避け、色数をおさえるとともに、単純な配色とすること。
		2 蛍光塗料は使用しないように努めること。 3 屋上広告物は建築物の色彩と調和するものとし、壁面広告物の下地の色彩は壁面と合わせるものとすること。	
	素 材・材 料	1 耐久性、耐候性に優れた材質のものを使用するとともに、汚れ、たい色、破損等により、歴史的建造物や山並みの景観への影響を与えないように努めること。	

## その他（法第16条第1項第4号の条例で定めるべき行為）

対象行為	事 項	景観づくりの基準	
		景観重点整備地区	周辺景観保全地区
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		原則として、「重点景観づくり地区を除く市全域」の景観づくりの基準に掲げる内容に準ずることとする。	
土石の採取、鉱物の掘採		原則として、「重点景観づくり地区を除く市全域」の景観づくりの基準に掲げる内容に準ずることとする。	
土地の形質の変更		原則として、「重点景観づくり地区を除く市全域」の景観づくりの基準に掲げる内容に準ずることとする。	